

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構 平成18年度計画

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 政策目標に対応した機動的な組織運営

平成18年度は、これまで構築した組織運営体制が、更に効率的・効果的に業務遂行でき、かつ、各部門の壁を越えて利用者・地域に対して一層有効な支援が可能となるよう、業務改革の推進、情報化の統一的推進を図るとともに、組織・職員間の連携を深め、メリハリのある人員配置を行うことにより、中期目標・中期計画に掲げた成果創出に向けた組織運営体制を構築することに重点を置く。

#### 政策目標に即した効率的な組織

前年度に、新たな政策課題及び中小企業のニーズや地域の特性、重点項目に対応して組織の見直しを実施したが、平成18年度も、モノ作り基盤技術支援やまちづくり支援等の新たな政策課題への対応、地域振興をさらに推進すべく産業用地部門等からの要員のシフト等により、一層効率的な業務遂行、適切な人員配置に留意し、定型的業務の一部委託化も推進して、更に機動的な組織の見直しを行う。

#### 支部等の体制強化

- ・利用者との直接の接点となる支部等に全職員の5割以上を引き続き配置するとともに、これまで構築してきた支部体制について、さらに各支部別に見直し、一部の地方事務所の廃止や機能強化、経済産業局等他機関との連携強化等により、地域特性、地域ニーズに効果的に対応できる体制とする。
- ・新たな政策課題や地域ごとの支援ニーズに対応する支部を強力にバックアップするため、企画部内に支部支援室を設置するほか、経済産業局等他機関との人的交流などにより支部の体制を一層充実させるとともに利用者からはがきなどにより支援ニーズ、クレーム等を迅速・的確に把握し、ニーズに対応したきめ細やかな支援や関連の情報をワンストップで提供できる体制とし、利用者へのサービス向上を図る。
- ・中小企業大学校、事務所及び開発所を含む支部の組織・人員・施設を柔軟に活用するとともに、支部内に総合調整機能部門を設置し、支部に求められる機能を一層効率的・効果的に発揮し得る体制を構築する。
- ・さらに、本部と支部の役割分担の一層の明確化、予算の支部活動への重点活用、TV会議の活用も含めた支部のバックアップ体制の強化を図る。

#### 関係機関との連携強化

前年度に引き続き、中小企業・地域活性化の総合支援機関として、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、関係機関との連携を一層強化する。特に、平成18年度においては、モノ作り基盤技術支援、まちづくり支援、地域振興等について、支援機関、地方自治体や民間機関との連携を緊密に図りながら地域特性、地域ニーズに対応した事業を的確に実施する。

#### 産業用地分譲業務の体制整備

本部と支部等とが連携して事業を進めるとともに、効率的な事業運営が行えるよう、引き続き、分譲体制の点検を適宜行う。

#### 積極的・効果的な広報活動

組織及び各事業の認知度の一層の向上を図るため、全機構的立場から外部の有識者の意見を得つつ各種媒体の特性を有効に活用した広報活動を積極的に展開する。

### (2) 人的資源の有効活用

#### 人材の活用と養成

人材育成については現場でのOJTを重視するほか、平成18年度研修方針や研修計画に基づき、業務遂行能力や専門能力の向上、人材や事業の相互理解、独立行政法人を巡る諸制度についての修得を促進し、役職員のさらなる意識改革・共有化を推進するため、各種研修を引き続き実施する。特に業務遂行能力や専門能力の向上については、マネジメントスキル及びビジネススキルの磨き上げや企業経営を見る目を養うことに資する研修を新たに実施する。

- ・機構職員の専門性をより一層高めるために、人材の能力開発方針やキャリアパスを構築し、人材育成を計画的に推進する。また、専門職制度については、平成18年度中に構築する。

#### 人材の専門性・多様性の確保

機構の専門人材確保のため、引き続き期限付き採用等を活用し、専門性の高い分野に外部専門家の人材確保を行う。

また、平成17年度に策定した「外部人材の活用に係る基本方針（活用基本方針）」に基づき、外部人材制度委員会及び外部人材制度別小委員会を設置し、これらの委員会の審議を踏まえ、各部門が活用する外部専門家の管理・評価方法の適正運用を図る。

#### 業務運営の効率化等による事業部門の人的資源の確保等

平成17年度に実施した給与支給事務のアウトソーシングに続き、平成18年度からは、福利厚生事務についてもアウトソーシングを行う。

また、就業管理システムについては、機能の拡充・改善を図り、システムを活用した事務の効率化を推進する。

#### 業績評価の推進によるモチベーション向上

平成17年度に実施した目標管理による評価結果を賞与に反映するとともに、平成18年度評価結果の平成19年度昇給への反映に向けた準備を行う。また、目標管理制度の適切な運営の確立や評価スキルの一層の向上を図るため、マニュアルの改正や評価者訓練等の研修を引き続き実施する。

#### ナレッジマネジメントの推進

個人情報保護法の施行に対応した個人情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家情報などの基礎情報の共有化を推進し、その活用を図る。また、機構の支援現場における支援ノウハウや成功事例等を機構横断的に蓄積・分析し、訴求性のある成果として定期的に公表するとともに、支援現場において活用するなどナレッジマネジメントを積極的に推進する。

### (3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底

- ・事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という事業評価プロセスにより、経営社会環境変化に対応した迅速な事業の改善見直し、スクラップ&ビルドを進める。また、PDCAサイクルの強化のため、理事長と部門長・支部長との間で「理事長コミットメント」を取り交わし、定期的な事業チェックを推進する。
- ・利用者と直接の接点となる支部などを通じて支援ニーズや意見を把握し事業評価や新事業の企画立案にフィードバックする。
- ・顧客・地域のニーズに対応した支部提案型の事業等に対して、メリハリをつけた機動的な予算配分を実施する。

### (4) 業務全般の効率化

- ・業務を効率的に実施することなどにより、一般管理費(退職手当を除く)については、

特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度とを比較して30%程度削減することを旨として抑制する。

- ・運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して年1%程度の経費削減を行う。平成17年度の新たな運営費交付金充当事業についても年1%程度の経費削減を行う。
- ・行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費について、平成18年度は平成17年度と比較して1%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
- ・各部門の業績評価結果を踏まえ、事業運営方法の見直しや予算の重点配分を適宜行う。
- ・研修受講料や専門家派遣に係る受益者負担分については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、前年度に引き続き適宜体系の見直しを検討する。
- ・システム監査を受けるなど、全機構的立場から業務・システム最適化計画の策定に積極的に取り組むとともに、利用者の利便性向上、業務の効率化、情報の共有化のための情報システムを構築する。
- ・TV会議、イントラネットの活用等を含め職員相互間のコミュニケーションの向上を図ることにより業務の効率的実施を促進するとともに、職員の相互理解の増進を図る。また、職員から広く業務改善に関する提案等を募り、迅速に対応することを通じて業務改善を推進する。
- ・なお、個人情報保護法施行に対する的確な対応については、引き続き法令遵守に遺漏がない組織運営・業務運営を推進する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 創業、既存企業の新事業展開の促進

平成18年度は中期目標及び中期計画の達成に向け、各支部を始めとした支援体制と本部支部間の連携体制を強化する。

また、新連携支援地域戦略会議事業については、中小企業新事業活動促進法の認定事例等を通じて事業の啓蒙・普及、案件の発掘等に取り組むとともに、認定案件の事業化を強力に支援する。

#### 民間機関等による新事業支援の促進

経済産業局、都道府県、支援センター等の公的機関との施策情報の共有化やイベント開催協力など連携体制の構築を進めるほか、特にキャピタル、金融機関、TLOなど

の民間機関に対する支援情報の提供等により新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。

- ・創業、新事業展開等を支援するファンド事業においては、従来より取り組んでいる「大学連携型」、「産業育成型」、「地域密着型」等のモデルに加え、中小企業の経営実態に即した事業承継の円滑化等政策意義の高いファンドの組成に積極的に取り組むとともに、組成後のフォローアップに注力し、適時、適切な対応を通じて健全な事業運営に取り組む。

特に、組成実績が蓄積されてきている「ベンチャーファンド」事業については、投資実績、回収状況等ファンドの活動状況を一元的に管理できるシステムの運用を開始するとともに、成果が未実現のファンドについては、外部専門家（登録アドバイザー）等を活用した現地調査等を実施し、ファンド運営者との十分な連携のもと、機構のソフト支援との連携等の対応策を講じる。

- ・ファンド運営者との連携のもと、投資先情報や機構保有の有望投資先に関する情報の共有化を支部も含めて図ることとし、事業効果拡大に向けた機構内他事業との連携を引き続き行う。
- ・再生ファンド等類似業務を行っている部門との連携を一層強化し、出資先評価、投資先モニタリング手法等のファンド運営ノウハウに係る情報を共有化するとともに、外部機関に対する説明会を合同で実施する等により、業務の効率化とノウハウの共有化を図る。
- ・大学等技術移転促進法に基づく債務保証制度については、各支部と連携し、前年度に引き続きTLO及びTLO関係機関に対し情報提供を行う。
- ・TLOの経営実態を把握し、当該実態に応じ、債務保証制度改善の検討を行う。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

## 新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援

### 1) 継続的な支援体制の構築

- ・支援内容の高度化、専門化ニーズに対応するため分野別の専門家の充実を図る。特に、「実用化研究開発事業」や「事業化支援事業」のハンズオン支援件数の増加や販路開拓支援の円滑な実施等に対応するための支援専門家の体制の充実を図る。
- ・また、新連携支援地域戦略会議事業については、各支部の新連携サブマネージャー等を増員するなどして実施体制を強化し、新連携に取り組む企業群の事業化計画の実現を支援する。

さらに、専門家の支援能力を向上させるための研修（支援ツール修得研修、支援事例研究等）を実施するほか、専門家の目標管理による透明性の高い評価の仕組みを確立する。

- ・ 支援先データの整備と分析を行い、支援により成長した企業の成功要因や支援の課題等を把握し、支援プロセスの改善に反映するほか、機構内で共有・活用できる体制づくりを進める。
- ・ 中小企業新事業活動促進法に基づく債務保証制度に関する広報を機構のネットワークを活用して推進するとともに、創業者等に対しては、支援内容等について情報提供を行う。
- ・ 創業者等の経営実態を把握し、実態に応じた債務保証制度改善の検討を行う。
- ・ 債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

## 2) ニーズに応じた施策の提供

### i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援

新事業展開の実現に向けた経営課題の解決のために、専門家の派遣、事業化助成、販路開拓支援等を組み合わせた総合的支援を行う。

- ・ 専門家派遣については、課題解決率80%の向上を目指し、機構の各種支援事業や他の支援機関との連携を図ることにより、対応できる経営課題分野について一層の拡大を図る。特に、知的財産権を活用した経営戦略の支援については、他の推進組織との連携による効果的な支援体制の構築を推進する。
- ・ 経済産業局が中小企業の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化に向けた実用化研究開発に係る経費を補助する「実用化研究開発事業」については、中小企業庁・経済産業局の募集・審査等を支援し、募集機会の拡充を図るとともに、補助対象企業に対し経営課題の解決を支援する。事業化に係る経費を機構が助成する「事業化支援事業」については、知的財産権取得に対する助成を充実させるとともに、支援後2年経過時点の事業化率50%以上の達成を目指し、的確な審査及び進捗管理並びに効果的なハンズオン支援を行う。また、助成先に対してフォローアップを行い成功事例等を把握して情報活用に努める。
- ・ 中小企業がモノ作り基盤技術の高度化に向けて行う研究開発を支援するため「戦略的基盤技術高度化支援事業」を実施する。

### ii) インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援

- ・ 中期計画の終了時における卒業企業率3割を目指して、機構が整備・管理するインキュベーション施設においてインキュベーション・マネージャー及び外部専門家による入居者への総合的な支援体制を構築し、入居者のニーズに即した効果的な支援活動を実施する。

- ・また、インキュベーション・マネージャーを中心として、大学、地方公共団及び他の支援機関などとの人的交流及び、支援ネットワークを確立し、支援サービスの向上を図る。
- ・インキュベーション・マネージャーの各施設への配置にあたっては、外部人材の活用を含めた効率的な要員配置について具体的に検討を行うとともに、関係する地方公共団体、大学等との調整を図り外部人材の登用を行っていく。なお、外部人材を実際に配置する際には、必要な研修等を実施したうえで配置を行う。
- ・平成17年度事業対象施設（新事業創出型事業施設3ヶ所（浜松、京都、神戸）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（東工大、石川4大学、同志社大））を本年度中にオープンさせ、入居者支援活動を開始する。その際、地方自治体等の協力のもと、オープン時での入居者の確保に注力する。
- ・平成18年度事業対象施設については、新事業創出型事業施設3ヶ所（船橋、和光、茨木）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（東北大、千葉大、長崎3大学）の整備に着手し、スケジュールに従い着実に工事を進める。
- ・平成18年度におけるインキュベーション施設の平均稼働率（入居率）については、平成15年度実績（88.7%）を上回ることを目標とする。

#### ）人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供

中小・ベンチャー企業に対して、以下のマッチング機会の提供を行う。事業の実施に当たっては、有望な発表者・出展者及びマッチング目的に合致した来場者の募集を行うとともに、ビジネスプランのブラッシュアップ、出展をより効果的にするための研修やアドバイス、さらには事後のフォローアップ等開催前後の支援を行うことにより、1年以内に商談等具体的交渉やマッチングに至った割合を30%以上とすることを目指す。

- ・販路拡大及び業務提携先とのマッチング事業  
ベンチャー企業が開発した試作品、製品及びサービス等を一堂に展示・紹介し、事業提携先の獲得や販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「ベンチャーフェア」を東京で開催する。
- ・経営の革新に取り組む中小企業等が開発した、優れた製品、技術、ビジネスモデルを事業提携先や販路開拓先とマッチングを図る全国規模の「中小企業総合展」を東京と大阪で開催する。
- ・資金提供者とのマッチング事業  
中小・ベンチャー企業が投資家等に対し具体的なビジネスプランのプレゼンテーションを行い資金調達等のマッチングを図る「ベンチャープラザ」等を実施する。
- ・大学との連携事業  
中小企業の技術ニーズに基づき、大学等に所属する研究者と中小企業等との技術交流

をより直接的に促進し共同研究を可能とする機会を創出する。

#### 地域の特性に応じた重点的な事業の実施

- ・ の事業実施に際しては、各地域における新事業支援促進体制づくりを併せて推進していく。
- そのため各支部は、地方銀行、信用金庫などの金融機関、大学、産総研、公設試、高専などの教育研究機関、経済産業局、都道府県、各支援センター、商工団体など公的支援機関との情報交換・人材交流・相互事業協力等の強化を通じて、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を行い、地域経済活性化を促進する。
- 特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施については、機構の持つ様々な支援ツールを活用しつつ、経済産業局の各種施策に協力・連携する。
- ・ インキュベーション事業等について、大学や地元支援機関等から必要な協力が得られるよう、地方自治体と共同して支援体制の構築及び支援活動を実施する。

## (2) 経営基盤の強化

### 経営者等の知見の充実

#### 1) 実践的な研修の実施

##### ) 成長志向型研修及び課題解決型研修等の充実

- ・ これから成長していこうとする企業に対し中小企業政策と密接に連携した重要課題を研修テーマとする研修（成長志向型研修）を実施するとともに、第二創業を促進する研修、モノ作り企業支援研修なども企画・実施する。
- ・ 財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」については、「税制」「新会社法」などの施策を新たに追加し継続実施する。
- ・ また、中小企業者が当面する経営課題の対応策、解決を促進するための研修（課題解決型研修）を充実する。研修の実施にあたっては、企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に、グループによるディスカッションや講師による指導などによる“気づき”を促すカリキュラムを策定し、受講者の「役立ち度」の向上に努める。
- ・ さらに、個別企業や業界団体へのオーダーメイド型研修、民間機関の中小企業支援能力の向上を目的とした「地域金融機関等職員研修」「財務管理サービス人材研修」などを各地域のニーズに応じて企画し実施する。
- ・ これら研修の充実に向け、支部内部及び本部支部間といった機構内部の有機的連携体制を強化するとともに、中小企業庁、商工団体等の支援機関との連携も一層の強化を図る。



- ・受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の割合を80%以上とする。また、受講者及び派遣企業の役立ち度の向上を図るため、受講後半年程度の期間において中・長期研修のフォロー調査を行う。

）大学（院）等との連携

- ・中小企業・ベンチャー企業向け講座の共同開設、プログラムや教材の開発など連携可能な分野及び連携先の拡大について検討し、研修内容の質的向上を図る。

## 2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用

）市場化テストの試行

民間ノウハウを活用し、より良質な研修を提供するため、旭川校をモデルとして市場化テストを試行する。

）校外研修の拡充

利用者の利便性の向上のため、関係機関との連携を図ること等により、地域特性を活かした校外研修（大学校施設外での研修）を積極的に拡充する。

）受講料の設定

受講料の設定については、市場化テストへの対応、研修コスト、受講者の負担能力、政策上の要請の有無などを総合的に勘案し適切な設定を行う。

）大学校施設の有効活用

大学校施設は研修の用に供することを主目的としつつ、地域の支援機関、企業、自治体等に開放して、施設の有効活用を図る。

経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備

### 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供

）わかりやすく課題解決に有効な支援情報の提供等

- ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトとして、中小企業ビジネス支援検索サイト「J-Net21」を整備・運営する。また、J-Net21の機能を高めるため、既存コンテンツを評価・見直し・改善するとともに、新規コンテンツの企画、評価、作成や施策情報の充実等を進めるとともに、民間のノウハウを活用し、情報提供能力の増大を図る。

- ・本中期計画満了年において年間1100万件以上という目標を踏まえ、平成18年度(平成18年4月~平成19年3月)の目標アクセス数は1100万件とする。さらに、メールマガジンの配信により支援情報の提供を引き続き推進する。
- ・中小企業施策全般について効果的に周知させるため、各種媒体(J-Net21、中小企業振興、ホームページ等)、イベント(ベンチャーフェア、ベンチャープラザ等)を有効的に活用するとともに、関係機関と連携をした広報・情報提供を行う。
- ・中小企業の景気動向を産業別・地域別に調査する「中小企業景況調査」を実施し、その調査結果をインターネット等を通じて提供する。  
調査にあたっては、調査の内容、手法、公表の形態等のあり方について継続的に検討し内容の充実に努める。

) 中小企業のニーズに対応した特定課題に関する情報提供・助言等

- ・実務経験の豊富な大企業等のOB人材を派遣するほか、国際化、IT推進、地域ブランド、物流効率化等中小企業のニーズが高い分野について、相談、セミナーの実施、専門家の派遣等の経営支援を行い、利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。
- ・特定の経営課題については、中小企業ニーズ、地域ニーズ等を踏まえ、時宜に適った課題についてのセミナーを開催する。
- ・モノ作り支援については、業界団体等関係機関と連携し、川上・川下間のネットワークの構築、人材育成、知的財産権の保護・活用等についての情報提供を行う。
- ・中小企業の事業承継の円滑化、知的資産経営に関する課題については、情報を発信するとともに、適切な支援展開を図る。
- ・また、本部部門は支部をバックアップする体制を強化し、支部を通じて得られた支援ニーズを事業内容や重点分野等にスピーディに反映させる。
- ・中小企業の国際化は、国内産業を高度化していく変革プロセスの一環として位置付けられるため、専門家による助言・相談、ワークショップの開催等により、個々の中小企業が経営課題として抱える海外事業展開の円滑化を支援する。また、経済連携協定(EPA)を含む国際化の一層の進展、中小企業分野等における経済協力・技術協力に関するニーズの増大等の環境変化を踏まえ、国やJETRO、JICA等他の支援機関等との連携を深めつつ、積極的な情報収集体制の強化を含め中小企業の海外事業環境整備に関する支援を進める。さらに、OECD、APEC、AMEICC、ISBC等への参加、海外の中小企業支援機関等との交流により、我が国及び海外における施策情報の交換を積極的に行う。これらの情報については、ホームページ等により、分かりやすい提供体制を構築する。

## 2) ワンストップ相談機能

### ) 中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口相談等の拡充

窓口相談、なんでも相談ホットラインについては、引き続きその利便性向上に努める。本部・支部間との連携に加え、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター、市町村などの地方自治体とも連携を強化し、出張相談を実施すること等により、相談件数を平成15年度実績に対し37%程度増加させることを目指す。

### ) 施策情報提供の一体的実施

相談事業の実施にあたっては、機構が実施する施策情報を提供するほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策情報を併せて提供するなど一体的な施策情報提供を行う。

### ) 3類型支援センターとの連携

プロジェクトマネージャーを中心とした全国会議、支部単位でのブロック会議などを実施し、実務的な連携のあり方や支援能力向上のための情報共有の推進を行う。また、全国9つの支部支援センターがブロック内における中小企業支援体制の結節点となって、ブロック会議の開催等により成功事例等の共有を進めるとともに、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター及びその他中小企業支援機関と連携を図り、支援事業をサポートする。

## 3) 中小企業支援機関職員等に対する研修

- ・ 中小企業支援担当者向け、中小企業支援協力機関役職員向けの研修について、平成17年度に実施した研修体系の一元化や内容をレベル別に改編した研修の円滑な実施を図る。
- ・ また、地域の支援人材の拡充に寄与するため、市などの商工施策担当者にニーズに応じて本研修を実施し支援能力の強化を図る。
- ・ 中心市街地活性化支援研修、企業再生などの施策との連携を深めた研修を実施する。
- ・ 受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

## 地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等

### 1) 連携・集積等のための施設の整備及び活用(高度化融資事業等)

#### ) 助言・診断と一体となった施設整備の資金支援等

- ・ 業界団体、登録アドバイザー等の専門家の活用及び各支部との連携により、高度化事業に対するニーズの把握を引き続き推進する。高度化事業に対するニーズがある先については、積極的に制度説明会等を行うとともに、計画の推進に向けた助言等を行うことにより、施設の整備や既存施設のリニューアルに係るニーズに対して的確な対応を行う。
- ・ 貸付後一定期間経過した利用者に対し事業目的の達成度、有効度及び満足度等に関する成果調査を実施し、その分析・評価を通じて今後の診断・助言や制度運営に活かす。
- ・ 事業実施計画に係る診断・助言や専門家派遣及び貸付後における運営診断や専門家派遣を積極的に実施し、貸付後3カ年後の事業実施目標達成率80%を目指す。
- ・ 中心市街地活性化法の改正に基づくまちづくり支援等に対応した出融資の条件、診断・助言体系の整備を行い、併せて制度普及を図る。
- ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した貸工場等の賃貸事業については、各支部において、地方自治体等の協力のもと、入居者の確保に努めるとともに、施設の適切な管理・運営を行い、入居者のニーズに応じた適切な支援活動等を実施する。特に、テクノフロンティア四日市及び東広島については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。
- ・ 平成18年度における貸工場等の平均稼働率(入居率)については、90%程度を達成することを目標とする。

#### ) 高度化制度運営における改善

- ・ 改善された貸付条件の周知  
リニューアル事業への積極的支援、連帯保証制度、貸付金利、条件変更の弾力化等の内容について、地方公共団体及び中小企業者に向けてより一層の制度普及を図る。特に、昨年度創設した流通業務総合効率化法に基づく事業やアスベスト対策事業あるいは環境問題に対応するための事業等に対する貸付制度について、地方公共団体及び中小企業者に向けての制度普及を図る。
- ・ 利用者の経営状況の把握  
高度化資金利用者の決算書等の経営データについて、引き続き、都道府県等を通じて収集し、整理・分析を行うとともに、外部専門家による巡回調査等を活用し、利用者の経営状況の把握を行う。

また、その結果から経営不振の兆候があると判断される利用者に対し、都道府県等と連携して、運営診断及び事後助言の実施や外部専門家の派遣による支援を行う。

・不良債権削減の促進及び債権管理業務の充実

平成17年度に行った「新たな債権管理・回収手法に関する検討会」の検討結果を踏まえ、不良債権を「事業再生を支援していく先」と「最終処理を進めていく先」に峻別し、後者については担保物件の処分、保証人への請求等を進め、遅滞なく不良債権処理(償還免除等)を進めていく。上記事項を達成するため、都道府県の協力体制を確立しつつ、債権管理アドバイザー制度の見直しや債権管理研究会の充実などの対策を講じていくほか、都道府県の回収委託業務に対する支援についても検討していく。また、機構自らの判断で償却処理が行えるよう償却基準を改正し、同処理を進めていく。

)産業用地の活用

- ・分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、団地ごとに分譲価格の見直しを行う。
- ・小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。
- ・賃貸制度のPR、積極的活用等による企業誘致を展開する。
- ・地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、調査・検討を進める。
- ・産業用地ごとの販売方針を見直し、分譲促進を図る。
- ・平成18年度においては、12ha以上の活用を図る。

2) 中心市街地等における商業機能等強化支援

- ・市町村又は中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地活性化の取り組みを支援するため各支部と連携しハード・ソフトの両面にわたる総合的な診断・サポートを行い、商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。特に、中心市街地活性化協議会等に対し職員や外部専門家を派遣し、基本計画、特定民間中心市街地活性化事業計画等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を行う。

また、中心市街地活性化を支援するため、経済産業局、地方自治体、関係団体等との連携を推進しつつ、中心市街地活性化を推進する人材の育成等を行う。

- ・商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、商店街組合、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し、適切な助言等を行う。

これら専門家派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

- ・ 中心市街地活性化法の改正に基づくまちづくり支援等に対応した出融資の条件、診断・助言体系の整備を行い、併せて制度普及を図る。
- ・ 中心市街地活性化法に基づく債務保証制度については、地方公共団体等の担当部署及び商業開発を担う民間企業等に事業構想の初期段階での情報提供に努める。
- ・ 債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。
- ・ 整備済賃貸施設等に関しては、個別地方自治体における中心市街地活性化基本計画の具体的進捗等の把握や関係団体等とのネットワークの構築を通じて、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行うとともに、施設等の積極的活用を図るための提案等を行う。

### (3) 経営環境の変化への対応の円滑化

#### 再生支援の促進

##### 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等

- ・ 中小企業再生支援協議会及び経済産業局が実施する連絡会議等に積極的に参加し、各協議会との連携を深めるとともに、ファンド運営会社(GP)等から中小企業再生支援に有効な支援策、事例等に関する情報を収集し、加工・分析のうえ成果事例集を作成し、各支援協議会ブロック会議等に活用するなど情報を提供する。
- ・ 産業活力再生特別措置法に基づく債務保証制度等については、国との連携を密にしつつ活用の推進を図る。
- ・ 債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

##### 2) 再生ファンドの組成促進

- ・ 経済産業局、都道府県、中小企業再生支援協議会等との連携のもと、地域の金融機関やファンド運営会社に対する制度説明を行うとともに、先進事例に関する情報も提供することにより、ファンド組成を促進する。また、ファンド出資に係る審査、契約、出資金払込等の手続きに関する事務処理について迅速な対応を図るとともに、審査ノウハウの向上に努め、出資金を毀損するおそれの低いGPの選定を行うこととする。既存ファンドについては、各ファンドの抱えている課題、問題点を早期に把握し、関係機関との連携のもと問題点の早期解決を図る。また、ファンドの投資委員会へのオブザーバーとしての参加をはじめ、半期ごとにGPから提出される業務執行状況報告

書やファンドの運営状況に関する監査報告書等の確認などを通じて、ファンドの適正な運営に関するモニタリングを徹底するとともに、投資事例等の情報収集、事例分析を行い、有効な情報の蓄積を図る。さらに、投資実行の遅れているファンドに対するフォローや機構で実施している専門家派遣事業等をとおして更なる支援・フォローアップの充実を図る。

## 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

### 1) 資産の運用管理

- ・小規模企業共済制度においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全性と効率性に留意した運用を実施し、累積欠損金の縮減を図り資産の健全化に努める。  
また、運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかの外部評価を受けるとともに、直近の経済予測に基づく基本ポートフォリオの検証を行い、その結果を今後の資産運用に反映させる。
- ・中小企業倒産防止共済制度は、中長期的に財政収支の安定化を図るため3年間（平成17年～平成19年）で回収率3%アップを目標に、今までの各種回収策の定着化を図るとともに、引き続き着実なモニタリングを実施する。債権回収に関しては、外部専門家等の意見を取り入れ、その評価結果等を回収策に反映させる。
- ・平成17年度に引き続き契約者が共済制度の運営状況を的確に把握できるように、資産の運用状況等をインターネットや加入者に対する広報誌等を通じて積極的に公開する。

### 2) 加入促進対策の効果的な実施

- ・加入促進計画に基づき、10月及び11月に全国規模で集中的な加入促進運動（全国加入促進強調月間運動）を実施する。
- ・小規模企業共済制度では6県とタイアップして、中小企業関係団体、市町村等の協力のもとに集中的な加入促進運動（モデル都道府県運動）を実施するとともに、札幌市においても、関係機関を挙げて集中的な加入促進運動（都市部運動）を併せて行う。
- ・中小企業倒産防止共済制度の加入促進にあたっては、新たなチャネルの開拓、既存チャネル（委託機関）の活性化、効率的なインセンティブ等の導入、制度の商品性の向上等の方策を検討し、取り入れ、目標達成を図るため、なお一層の加入促進を図る。また、従来からの加入促進方策として、5県とタイアップして、集中的な加入促進運動（全都道府県運動）を実施するほか、地方自治体と連携して特定の商工会又は商工

会議所地区における集中的な加入促進運動(特定地域特別加入促進運動等)を着実に実施する。(札幌市(商工会議所地域)、北見市(商工会議所地域)、東京商工会議所荒川支部ほか3支部)また、金融機関に対する加入促進の働きかけを強化し、平成18年度から新たにモデル代理店運動を実施する。さらに、中央会、業界団体との連携をもとに新規委託団体の発掘及び制度PR等の一層の推進を図る。

- ・制度の周知・普及を図るため、わかり易く訴求力の高いパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、関係機関(商工会・商工会議所等の委託団体、金融機関、事業者団体)等に配布し、共済制度の周知広報依頼を行うとともに、関係機関等の発行する広報誌(紙)、専門誌(紙)への共済制度に関する広告の掲載や記事掲載を積極的に働きかける。特に、中小企業倒産防止共済制度については、制度の愛称を定め、愛称による広報活動を展開することにより制度の一層の普及を進める。
- ・これら活動により、平成18年度における加入目標を、小規模企業共済制度80,000件、中小企業倒産防止共済制度19,000件とする。

### 3) 契約者サービスの向上

- ・加入者に「簡易」「迅速」「丁寧」「満足」を提供できるような加入から脱退までの手続き・サービス等を体系的に見直し、以下のような契約者サービスの一層の推進を図る。

#### ）各種手続きの簡素・迅速化

- ・手続きの簡素化、迅速化のため掛金の収納の合理化や共済金等の送金等に係るシステム開発を行うほか、各種手続書類の一層のダウンロード化を推進する。  
また、事務処理の正確化・迅速化を図るため、各種事務作業の分析に基づき更なるマニュアルの改善や外部委託化を図る。
- ・中小企業倒産防止共済制度においては、貸付審査事務の効率化等により審査期間の短縮化に努め、共済金貸付に係る処理期間については、昨年度に引き続き18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とし、更なる処理期間の短縮化に務める。

#### ）契約者相談窓口機能の向上

- ・契約者等からの相談等に対する確かな情報提供を行い、より質の高い契約者サービスを提供できる体制を構築するため、電話相談窓口の本部一元化及び電話番号の1本化を実施する。  
また、応答率の向上のため、応答システムの見直しを行う。
- ・クレーム相談処理体制の構築  
顧客ニーズを吸い上げ、制度改善、業務改善につなげる仕組みを構築する。



#### ）支援機関との連携

- ・支援機関等と連携した加入の促進においては、共済制度以外の各種施策のPRも積極的に実施する。また、共済加入者広報や広報資料等の媒体を両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとしても活用する。

#### 業務の効率化

- ・共済業務の合理化と効率化を推進するため、適切な監督の下に外部専門事業者等を活用することによりアウトソーシングを進める。

#### 災害時における迅速な対応

災害時においては被災中小企業の速やかな回復に向けて専用相談窓口を設置するなどの支援体制を迅速に整備するとともに、災害高度化融資や小規模企業共済の傷病災害時貸付などを含めた支援策を総合的に実施していく等、関係機関との連携を密にし、被災中小企業に対し迅速な対応を図る。

### (4) 施策情報の提供機能の充実

#### 施策情報のわかりやすい提供方法の充実

- ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトである「J-Net21」において、中小企業者からのニーズの高い資金等の施策情報、施策活用事例及び逆引きQ & A方式による施策情報等に関する内容を充実するほか、地方自治体等が独自に実施する施策情報も引き続き提供する。また、中小企業施策をわかりやすく提供するため民間のノウハウの活用を図る。  
サイトの成長（コンテンツの増加）に伴い、情報量が増大しているため、J-Net21の多様な情報を機能別に整理し、利用者を必要な情報へ適切に誘導できるようナビゲーション機能及び検索機能を整備する。
- ・中小企業施策全般について効果的に周知させるため、各種媒体（J-Net21、中小企業振興、ホームページ等）、イベント（ベンチャーフェア、ベンチャープラザ等）を有効的に活用するとともに、関係機関と連携をした広報を行う。

#### 施策情報に詳しい相談人材の育成促進

平成17年度に開発した営業ハンドブックの活用促進を図るための研修を実施し、窓口相談の質的向上を図る。

#### 相談窓口における施策情報提供

窓口相談を通じて、経営課題の解決に有効な施策情報をあわせて提供するとともに、課題解決の促進を図るため、窓口相談における施策情報提供の実績等を分析し、有効な施策情報提供手法について検討を進め、その成果を窓口相談機能の強化に活用する。

#### 施策情報を提供する機関との連携等

- ・各支部は、引き続き、地方自治体等の公的支援機関や金融機関等の民間機関との連携を深め、各種のイベントでの相談コーナーの設置、施策セミナーなどを積極的に実施するとともに、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう、大学校における研修のほか、相談会・説明会など施策情報提供の場を積極的に設ける。
- ・また、本部においては、施策情報を適切に収集・整理し、各支部に伝達する。
- ・各支部は地域に構築した人的ネットワークを活用して、関係機関の有する情報を収集・整理する。また、機構の実施する事業について産業クラスター計画との連携や地方自治体の産業プロジェクト等の支援のため働きかけや調整を行う。さらに、これらの活動等を通じて把握された地域等の課題や事業ニーズを、関係機関と連携・調整のもと、機構事業の改善や新たな展開に的確に反映させる。

#### (5) 期限の定められている業務等

##### 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等

- ・分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、団地ごとに分譲価格の見直しを行う。
- ・小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。
- ・賃貸制度について、広くPRを行う。
- ・地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、調査・検討を進める。
- ・産業用地ごとの販売方針を見直し、分譲促進を図る。
- ・これらを通じて平成18年度は120ha以上の利活用を図る。

##### その他の期限が定められている業務等

#### 1) 繊維業務

- ・繊維中小事業者等の自立化への取り組みに対して助成を行うとともに、自立化事業の実効性を高めるために企画立案等に関するアドバイスを実施する。さらに自立化促進のためにビジネスマッチングの場を提供するクリエーション・ビジネス・フォーラムを開催する。また、繊維業界が一丸となって取り組んでいる、日本ファッション・ウ

ィークへの支援をはじめとした、繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会等に対して助成を行うとともに、絹製品の需要開発の促進を図るため、開発試作に対する助成や、試作品や新作絹織物等の展示会開催事業を実施する。

- ・先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援する事業及び繊維中小事業者の情報化を支援する事業を実施する。

## 2) 産業集積活性化業務

- ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地及び貸工場について、引き続き、その業務実績に関する種々のデータの収集・蓄積を行う。

## 3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下、民活法）及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下、FAZ法）に基づく業務

- ・FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。
- ・民活法・FAZ法に基づき機構が実施した業務について、その政策効果が説明できるデータを収集分析し、法律の期限の時点において業務の実績評価を行う。

## 3. 財務内容の改善に関する事項

- ・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
- ・出資承継勘定については、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。
- ・出資承継勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。
- ・施設整備等勘定の出資先（三セク）については、決算事業計画等の報告を通じて、的確に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求めていく。また、全三セクを対象とした連絡会を事務局として開催する等により、地域振興に関する情報交換及び収入増大に寄与した事業事例、コスト削減事例紹介等の情報交換を通じて三セク個々の経営改善を図る。
- ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。

- ・産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。
- ・債務保証業務については、政策的要請に配慮しつつも、収支計画を踏まえ、事業リスクの合理的分散を図るとともに、関係部署と連携して保証後の業況の安定に留意し、新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を3%以下とする業務運営に努める。
- ・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。
- ・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度等に応じた債権管理を徹底するとともに適切な償却処理を実施する。
- ・回収可能性の残るものについては、機構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進を図る。
- ・土地譲渡割賦債権及び貸付債権について回収額の最大化に向け、個別債務先の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に回収を進める。
- ・この他、収支の健全性を確保すべき業務については、この年度計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。

#### 4. 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 予算（別紙1）
- (2) 収支計画（別紙2）
- (3) 資金計画（別紙3）

#### 5. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。

#### 6. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・職員の資質向上のための研修等
- ・広報活動の充実
- ・任期付職員等の新規採用
- ・職場環境の改善、福利厚生の実施

- ・施設の充実、改修
- ・重点業務への充当（ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等）
- ・繊維業務への充当（目的積立金の使途）

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1)施設及び設備に関する計画

- ・インキュベーション施設の整備を行う。（6ヶ所 3,550百万円）

[注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。

以上